

令和4年度

第5回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和4年8月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
- 報告第4号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取消について

<出席委員> (8名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 2番委員：佐川 順一郎 | 3番委員：渡邊 さなえ |
| 4番委員：森 紀久嗣 | 5番委員：鈴木 孝一 |
| 6番委員：井口 峰幸 | 7番委員：小高 康熙 |
| 8番委員：矢代 とみ江 | 9番委員：末吉 章二 |

<欠席委員> (2名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 10番委員：渡辺 忠洋 |
|-------------|-------------|

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 石井 良太 (職場体験)

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 本日は、大多喜高校 2 年生の石井君が職場体験で参加させていただきます。石井君には、報告の一部について報告をしてもらう予定ですのでよろしくお願い致します。</p> <p>ただ今から、令和 4 年度第 5 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、8 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>なお、渡辺会長、加曾利委員については所用のため欠席、するとの連絡を受けております。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定により森職務代理に議長をお願いいたします。よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長 (森職務代理)</p>	<p>(森職務代理あいさつ)</p> <p>本日はお忙しい中、令和 4 年度第 5 回総会にご出席ありがとうございます。</p> <p>本日は、渡辺会長が所要のため欠席のため、私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>また、今日は職場体験で大多喜高校 2 年生の石井君が出席しておりますが、石井君には農業委員会の総会はこのように進められているということを勉強していただきたいと思います。</p> <p>また、農業委員の皆様には、お忙しい日が続いていると思います。また暑い日も続いておりますが、間もなく稲刈りが始まりますので、体に気を付けて農作業に従事していただきたいと思います。</p> <p>スムーズな進行にご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p> <p>8 番の矢代委員、9 番の末吉委員にお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。</p> <p>なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を</p>

<p>事務局 (鈴木)</p>	<p>議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>1頁をお開きください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号20。所在・地番：小内宮下〇〇。地目：畑。地積：639㎡。義務者大多喜町小内〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町小内〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/高齢になり耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>番号21。所在・地番：横山内岡基〇〇。地目：田。地積：839㎡。義務者：大多喜町大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：。譲渡人/譲受人の要望に応じる。譲受人/大多喜町猿稻字白山臺474番1(隣接地)との用地交換として取得。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては2頁に掲載しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (森職務代理)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号20番については、鈴木委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>20番について7月4日午前9時に権利者母に立会いをしてもらい現地調査を行って来ましたのでご報告いたします。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は、里芋、枝豆等が耕作されております。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>譲受人が里芋等を耕作しているのでしょうか。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>畑は地続きなのでしょうか。</p>

鈴木委員 (5番)	そのとおりです。
佐川委員 (2番)	譲受人は、耕作されていることになっておりますが、農業経営の実態だと、所有している大型農業機械がないのですが、問題はないのでしょうか。
鈴木委員 (5番)	機械は所有していないが、機械は借りて現況はきれいになっていたので問題ないと思います。
議長 (森職務代理)	何かご質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号20について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (森職務代理)	異議なしと認め、番号20につきましては許可することで決定いたします。 番号21番については、矢代委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。
矢代委員 (9番)	21番について8月3日午前中に事務局2名、譲渡人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は保全管理されております。この土地は先月の総会時に千葉県夷隅合同庁舎建設予定地の周辺整備に係る用地買収の為の交換用地として取得した土地です。 なお、この後議案第3号で交換用地の申請がされております。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (森職務代理)	説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問はありますか。
議場	———— 「なし」の声あり ————

議 長 (森職務代理)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号に 2 1 ついて許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (森職務代理)	<p>異議なしと認め、番号 2 1 につきましては許可することで決定いたします。</p>
	<p>続きまして議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (鈴 木)	<p>3 頁をご覧ください。</p>
	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第 4 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号 4-1。所在・地番：八声上〇〇番。地目：田。地積 200 m²の内 31.76 m²。農地種別：事由：太陽光パネルを設置し自宅に使用するクリーンエネルギーの電気として供給し自家消費するため</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
	<p>事務局からの説明が終わりました。</p>
議 長 (森職務代理)	<p>議案第 2 号、番号 4-1 については、渡辺会長が現地調査を担当されましたので、本日欠席のため事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局 (鈴 木)	<p>8 月 3 日 (水) 午前 9 時 15 分、申請人代理人、事務局の鈴木、藤平、農業委員の渡辺会長の 4 人で現地調査を実施しました。</p>
	<p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>この農地は耕作中であり黒色の農業用ビニールが設置されていました。</p> <p>隣接地は申請人宅の進入道路コンクリート製で、宅地で雨水等に問題なく、申請人が自宅での生活に必要な電力を賄う太陽光パネルを設置し自家消費する為に申請したものです。</p> <p>なお、自宅進入路については、公図にはなく、非農地として申請する予定との事です。</p>
	<p>調査農業委員の意見は、4 条の規定による許可申請を許可相当と判断しました。</p> <p>現地報告の状況は以上です。</p> <p>本案件の審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長 (森職務代理)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>

	ご質問はありますか。
小高委員 (7番)	進入道路を潰して、ソーラーパネルを設置するのですか。
事務局 (鈴木)	進入道路は潰しません。
鈴木委員 (5番)	申請者が昨年、購入した土地ですか。
事務局 (鈴木)	そのとおりです。
小高委員 (7番)	確認ですが、航空写真を見ると進入路を塞いでいますよね。
事務局 (鈴木)	進入路を塞がないで設置するようです。
	他に、ご質問はありますか。
議場	———— 「なし」の声あり ————
議長 (森職務代理)	それでは特にご質問がないようですので、番号4-1について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (森職務代理)	異議なしと認め、番号4-1につきましては許可することで決定いたします。 続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (鈴木)	4頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第5条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

	<p>番号5-11。所在・地番：猿稻白山臺〇〇番。地目：田。地積1,829㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：大多喜町大多喜〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。事由：建設予定の千葉県夷隅合同庁舎に勤務する職員及び関係者の駐車場を整備する必要があるため。転用を伴う所有権移転。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>番号5-11につきましては矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。</p> <p>番号5-11について、8月3日午前中に事務局2名、譲渡人と現地調査を行ってきましたので報告します。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>現況は保全管理されております。建設予定の千葉県夷隅合同庁舎職員及び関係者の駐車場用地として利用したいとのことです。</p> <p>町道より1m位低いため埋立てを行い道路と同じ高さで利用したいとのことです。</p> <p>埋立ては、庁舎建設の際の残土を利用するとのことです。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (森職務代理)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>周辺に田を耕作している人がおり、申請地の周辺には水路があるが問題はないのでしょうか。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>許可を申請する前に、各種調整は済んでいると思われれます。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>耕作している人がいるので、問題があると困るのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (秋山)</p>	<p>公共事業のため、事業を実施したことにより不利益は出ないと思っています。</p>
<p>議長 (森職務代理)</p>	<p>他にご質問はありますか。</p>

議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (森職務代理)	それでは特にご質問がないようですので、番号 5-7 ついて許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (森職務代理)	異議なしと認め、番号 5-1 1 につきましては許可することで決定いたします。
	続きまして議案第 4 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を議題といたします。
	それでは事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 (鈴 木)	5 頁をご覧ください。
	議案第 4 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」
	下記のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願があったので、その可否について意見を求める。
	番号 4。所在・地番：小田代平野〇〇番。登記地目：畑。変更地目：山林。地積：885 m ² 。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町小田代〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：平成 2 年に他の農地と一括で取得し、当初は耕作する予定であったが、進入路もなく獣害が酷いため地目変更したい。
	番号 5。所在・地番：小田代部田〇〇番。登記地目：畑。変更地目：山林。地積：83 m ² 。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町小田代〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：平成 2 年に他の農地と一括で取得し、当初は耕作する予定であったが、法面で耕作しづらかったため、地目変更したい。
	事務局からの説明は以上です。
議 長 (森職務代理)	事務局からの説明が終わりました。
	番号 4 につきましては佐川委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
佐 川 委 員 (2 番)	番号 4 について、7 月 26 日に事務局 2 名と現地調査を行ってきましたので報告します。
	申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。
	申請地の現況は、農業機械等が入る道がなく、年数の経った銀杏や栗の木が生えておりました。なおかつ、イノシシ等により荒らされておりました。

	<p>今後、耕作出来る可能性が低いことから非農地として判断しました。 ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (森職務代理)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>写真の説明をお願いしたいのですが。</p>
佐 川 委 員 (2 番)	<p>写真を説明</p>
井 口 委 員 (6 番)	<p>農地としては利用できないのでしょうか。</p>
佐 川 委 員 (2 番)	<p>進入路等が無いた農地として利用できないと思います。</p>
議 長 (森職務代理)	<p>他にご質問はありますか。</p>
議 場	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
議 長 (森職務代理)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号4ついて許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (森職務代理)	<p>異議なしと認め、番号4につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>番号5につきましては佐川委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。</p>
佐 川 委 員 (2 番)	<p>番号5について、7月26日に事務局2名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は、樹木等が生えており、農地としての復元が難しいことから非農地として判断しました。</p>

<p>議 長 (森職務代理)</p>	<p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (森職務代理)</p>	<p>ご質問はありますか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (森職務代理)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号4について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (森職務代理)</p>	<p>異議なしと認め、番号5につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (鈴 木)</p>	<p>6頁をご覧ください。</p> <p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和4年8月6日 整理番号 4-26。①利用権を設定する土地・利用権の条件：大戸水上〇〇番。地目：田。地積 634 m²。利用計画：畑として利用。借賃：0円。②利用権設定の期間：3年0か月。期間開始の日/令和4年8月6日から。期間満了の日/令和7年8月5日まで。③利用権の種類：使用貸借権。貸付者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。 <p>なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては、次頁に掲載してあるとおりとなります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお</p>

議 長 (森職務代理)	願いたします。
小 高 委 員 (7 番)	地目は田となっており、利用計画は畑となっているのですが、稲作ではなく、野菜を栽培するのですか。
事 務 局 (鈴 木)	賃借権の設定のため、詳細は聞き取りをしておりません。
議 長 (森職務代理)	他にご質問はありますか。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (森職務代理)	ご質問がないようですので、4-26 については原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (森職務代理)	異議なしと認め、4-26 について原案のとおり決定することとします。
	議案第 5 号については以上です。 議件は以上でございます。
	それでは議事日程 5「報告事項」について事務局より願いたします。
事 務 局 (石 井)	報告第 1 号をご覧ください。 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」
	下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。
	番号 4-11。所在・地番：横山上田〇〇番。地目：田。地積：230 m ² 他 2 筆で合計 3 筆 2,205 m ² 。登記原因・日付：相続 令和 4 年 6 月 22 日。権利者：大多喜町大多喜〇〇番地 〇〇〇〇氏。
	番号 4-12。所在・地番：面白本堀〇〇番。地目：田。地積：277 m ² 他 20 筆で合計 21 筆 15,636 m ² 。登記原因・日付：相続 令和 4 年 6 月 13 日。権利者：市原市泉台〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号 4-13。所在・地番：上原大本〇〇番。地目：畑。地積：214 m²。
登記原因・日付：相続 令和 4 年 6 月 13 日。権利者：大多喜町上
原〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号 4-14。所在・地番：猿稻東根古屋〇〇番。地目：畑。地積：
213 m²。登記原因・日付：相続 令和 4 年 6 月 6 日。権利者：大多
喜町猿稻〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号 4-15。所在・地番：大多喜北外郭〇〇番。地目：田。地積：
399 m²他 9 筆で合計 10 筆 9,012 m²。登記原因・日付：相続 令和
4 年 6 月 6 日。権利者：大多喜町猿稻〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号 4-16。所在・地番：下大多喜鍛冶畑前〇〇番。地目：田。地
積：3,000 m²。登記原因・日付：相続 令和 4 年 2 月 12 日。権利
者：大多喜町下大多喜〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号 4-17。所在・地番：桜台栗山台〇〇番。地目：畑。地積：1,510
m²。登記原因・日付：相続 令和 3 年 10 月 18 日。権利者：勝浦市
松部〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号 4-18。所在・地番：桜台神宮寺下〇〇番。地目：田。地積：
221 m²他 7 筆で合計 8 筆 2,962.05 m²。登記原因・日付：相続 令
和 4 年 5 月 25 日。権利者：市原市馬立〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号 4-19。所在・地番：小谷松川田〇〇番。地目：田。地積：
455 m²他 19 筆で合計 20 筆 11,434 m²。登記原因・日付：相続 令
和 4 年 6 月 30 日。権利者：大多喜町小谷松〇〇番地 〇〇〇〇
氏。

報告第 1 号は以上です

事 務 局
(鈴 木)

報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の
転用に関する照会があったので報告する。

番号 9。所在・地番：大多喜町平沢字上ノ台〇〇番。地目：田。地
積：35 m²。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/年月
日不詳。照会地の現況は、境界杭が打たれており、奥の宅地への進入路の一
部となっており、奥の宅地と明らかに一体として使用されていた形跡があっ
た。コンクリート舗装を撤去しなければ、農地としての復元は困難であると判

断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 2 号は以上です

報告第 3 号「軽微な農地改良の届出について」届出があったので報告する。

所在・地番：田丁横町〇〇番。地目：田。地積：264 m²他 3 筆合計 4 筆 2,111 m²。埋め立て後の利用 畑。土地所有者：大多喜町田丁〇〇番地〇〇〇〇氏。工事期間 令和 4 年 8 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日まで

報告第 3 号は以上です

報告第 4 号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地の使用賃借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号 1。所在・地番：平沢字浦ヶ原〇〇番。地目：田。地積：839 m²。貸付人：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 4 号は以上です

報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下について」下記のとおり、農地法第 5 条による許可申請の取下願の提出があったので報告する。

1. 農地法第 5 条の規定による許可年月日：令和 3 年 12 月 21 日
2. 許可を受けた者の住所、氏名及び土地の表示等

番号 1 譲受人：東京都千代田区富士見〇〇番地〇〇〇〇氏。譲渡人：大多喜町紙敷〇〇番地〇〇〇〇氏。所在・地番：湯倉字竹ノ沢〇〇番。地目：田。地積：1,325 m²他 1 筆合計 2 筆 2,696 m²。用途 自転車競技用練習施設及び進入路の設置。取下げ事由 計画内容の見直しの為

番号 2 譲受人：東京都千代田区富士見〇〇番地〇〇〇〇氏。譲渡人：大多喜町松尾〇〇番地〇〇〇〇氏。所在・地番：松尾字竹ノ沢〇〇番。地目：田。地積：714 m²他 1 筆合計 2 筆 2,168 m²。用途 自転車競技用練習施設及び進入路の設置。取下げ事由 計画内容の見直しの為

報告事項は以上となります。

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

小高委員 (7番)	報告第3号の軽微な農地の改良の届出について、埋立はどの程度行うのですか。
事務局 (鈴木)	畑として利用される際に、水はけが悪いため土壌改良するために、土を入れるということです。
議長 (森職務代理)	続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局から何かございますか。
事務局 (鈴木)	特にございません。
小高委員 (7番)	<p>4月の総会時に事業計画を作った方が良いのではないかと質問をした時に7月には事業計画を作成するとのことで、先月の総会時に計画が配布されましたが、農地集積化の目標が12haで昨年度までの集積率が20%で今年度の目標が21%になっておりますが、正式に会長から事業計画に設定するとの説明はなかったのですが、1%の目標ではあまりにも少ないのではないかと思います。</p> <p>それと、人農地プランに関しての目標が提示されておらず、4月の回答に無回答です。</p> <p>農業委員との新委員説明会の資料の中で、農業委員と推進委員の連携状況というデータがあり、推進委員の総会出席率は千葉県で53%、両委員での現場活動が62%となっており、県内では半数以上が連携をして参加しているとのことなので、大多喜町ではほとんど活動がされていないので、この場を借りて事業計画に入れていただきたいと思っております。</p> <p>弓木地区の人農地プランは、今年度中に決めるとか、3か所程度取組む。</p> <p>今までの農業委員会の活動を見ると活発的に行っていなかったように思えるので、事務局も他の委員もやる気がないように思えるので、議事録に私の意見を明記していただき、今年度の事業計画を再度協議し作成するように要望します。</p>
議長 (森職務代理)	ただいま、厳しいご意見がありましたが事務局で検討してもらいたいと思っております。
事務局 (鈴木)	人農地プランですが、法律改正がされ次年度の4月に施行されることとなっており、詳細が示されていない状況なので、現在のガイドラインで作成したとしても、新しいガイドラインにあってな

	<p>ければ、再度作成が必要になってしまうので、国の動向をみて作成を進める予定です。</p>
小高委員 (7番)	<p>全国平均の集積率は56%で、佐賀県では86%、千葉県が26%、大多喜町が20%なので委員の努力が足りないことを示しているの、先延ばしをしないで、弓木位は進めた方が良くないでしょうか。</p> <p>決まっていない状況でもアンケート調査を実施した方が地区の方も動きがあることをわかってもらえると思います。</p> <p>実施することにより、農業委員も活動していると思われるのではないのでしょうか。</p>
議長 (森職務代理)	<p>なかなか難しいところですね。</p> <p>早く進めた方が良いとは思いますが無駄になってしまってもしょうがないのではないかと。</p>
井口委員 (6番)	<p>決まらないうちに動いても、ガイドラインが変われば無駄になってしまうのでしょうか。弓木ではニーズがあるのでしょうか。</p> <p>実績作りのためにやるのでしょうか。</p>
小高委員 (7番)	<p>前年度、会所地区で作成したのがテストケースになると思います。会所を踏み台に広げていこうということで、弓木で意見が集約されていそうなので、候補地となっているので押し進めていっていいのではないのでしょうか。</p>
事務局長 (秋山課長)	<p>いずれにしても、人農地プランも実施計画と変わります。</p> <p>町としても、内容がわからない中では動きづらいということがあります。変わったとしても作成しなければならないという事実は変わりません。町としても進めたいとは考えているが、変更点がわからない状況なので、動けなかったのが実情です。</p> <p>本日は、会長、加曾利委員が欠席されているので、方向性を決定するのはどうかと思います。</p> <p>来月になれば、現在よりも方針がわかってくると思いますので協議していただきたいと思います。</p>
小高委員 (7番)	<p>4月から言っていることですが。</p>
事務局長 (秋山課長)	<p>県にも相談しているのですが、方針が出ていないので再度作成が必要になる可能性があるとのことで、それを踏まえて作成するな</p>

	ら作成して下さいとの回答をいただいているので、まだ動いていなかったのです。
小高委員 (7番)	それでは、動いて良いのではないのでしょうか。 実質化はしなければならないので。
議長 (森職務代理)	制度が大きく変わるのでしょうか。
事務局 (鈴木)	説明会は8月中にあるが、どの程度詳細な説明があるかはわかりません。
小高委員 (7番)	新委員説明会では、どんどん進めなさいとの話でしたが。
事務局 (鈴木)	進めることは間違いありませんが、補助金等を使う場合は、現在のガイドラインで作成してもいいが、使う予定がなければ、ガイドラインをまた方が良いとの回答を、県及び農業会議からいただいております。
議長 (森職務代理)	地元としても、今初めて制度が変わったからと言われてもとは困ってしまいますね。
事務局長 (秋山課長)	去年の会所地区も、地元の人に集まってもらったのが1回でしたが、制度が変わると集まってもらう回数が増えるのでしょうか。
小高委員 (7番)	1、2回なら問題はないのではないかと。しっかり話あってもらった方が良いのではないかと。 会所地区は、事前に協議をして意見が集約されていたので、数回集まるのはしょうがないのでしょうか。 推進委員の総会の出席、現地調査はどうしますか。
事務局 (鈴木)	推進委員の活動ですが、先日会長と協議をして、総会の出席はわかりませんが、現地確認は出てもらった方が良いとの話がありましたので、進めていきたいと思っておりますが、今まで実施していませんでしたので、少しずつ変えていきたいと思っております。
議長 (森職務代理)	推進委員も少しずつ活動してもらいたいよね。

<p>小高委員 (7番)</p>	<p>他の委員さんはどのように思っているのでしょうか。</p>
<p>議長 (森職務代理)</p>	<p>推進委員が出来た時には、農業委員よりも大変な仕事だと思っていたが、大多喜町は活動していないので現地確認は実施してもらったほうがいいと思います。</p>
<p>事務局長 (秋山課長)</p>	<p>本来、推進委員は地元に出向いて地元の方の意向を聞き、地元で活動してもらうことを国は目指していたと思おうが、町として指導が出来ていなかったのではないかと思います。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>推進委員は、地元で情報収集や総会に出席し相続等の情報を得るのが必要なので、総会に出席及び現地確認をする必要があるのではないのでしょうか。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>推進委員の話が出ておりますが、推進委員が出来た時点で事務局では推進委員がどのような仕事をしていくか、まだ決まっていなかったですね。ただ、今回推進委員さんの仕事が多すぎないので、今までのやり方ではいけないとのことで会長と話し合い月の活動日数を決めたいと思うのですが、遊休農地の調査をして、現地確認にも参加してもらいたいという話が出ていたと思うので、会長が出席しているときに全員で決定し文書で通知することが良いのではないのでしょうか。</p>
<p>議長 (森職務代理)</p>	<p>人農地プランも会所は元々そばを栽培していたこともありスムーズに進んだのではないかと思います。弓木では、何をやるかわからない状況なので、土台を作ってから進めた方が良いのではないのでしょうか。農業委員の中に分科会等を作り検討するようなことも必要ではないのでしょうか。</p>
<p>議長 (森職務代理)</p>	<p>これから、推進委員を活用していかなければならないので、調和を図りながら進めていったほうが良いのではないのでしょうか。</p>
<p>議長 (森職務代理)</p>	<p>他に意見はありますか。 他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局長 (秋山課長)</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
<p>閉会</p>	<p>(午後3時25分)</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月5日

議長 森 紀久嗣

署名委員 末 善 章二

署名委員 矢代 とし子